定住自立圏域のあり方とイメージ

従来の都市・地方圏域のタイプ例

全国の一部に設定される圏域

ほぼ全域を網羅して設定される圏域

生活実態に即して「中心となる市町村」及び「その周辺市町村」を定義して設定される圏域

大都市圏·都市圏 (総務省統計局「国勢調査報告」) 【周辺市町村=通勤通学率1.5%以上】

> 中心市10%通勤通学圏 「260圏域」 【圏域人口=概ね5万人以上】

通勤通学5%(10%)都市圏

「85圏域」 (国土交通省「都市・地域レポート」) 【核都市=人口10万人以上の市で 昼夜間人口比率1以上の都市】

都市雇用圏(通勤率10%) 「269圏域」 【郊外=通勤率10%超】 四全総の都市圏分類 「四全総」 (国土交通省)

地方拠点都市地域 (国土庁等) 広域市町村圏 (自治省)

地方生活圏 (建設省)

二次医療圏(厚生省)

特定行政目的を達成するために、 一定の基準の下で都道府県知事 等が設定する圏域

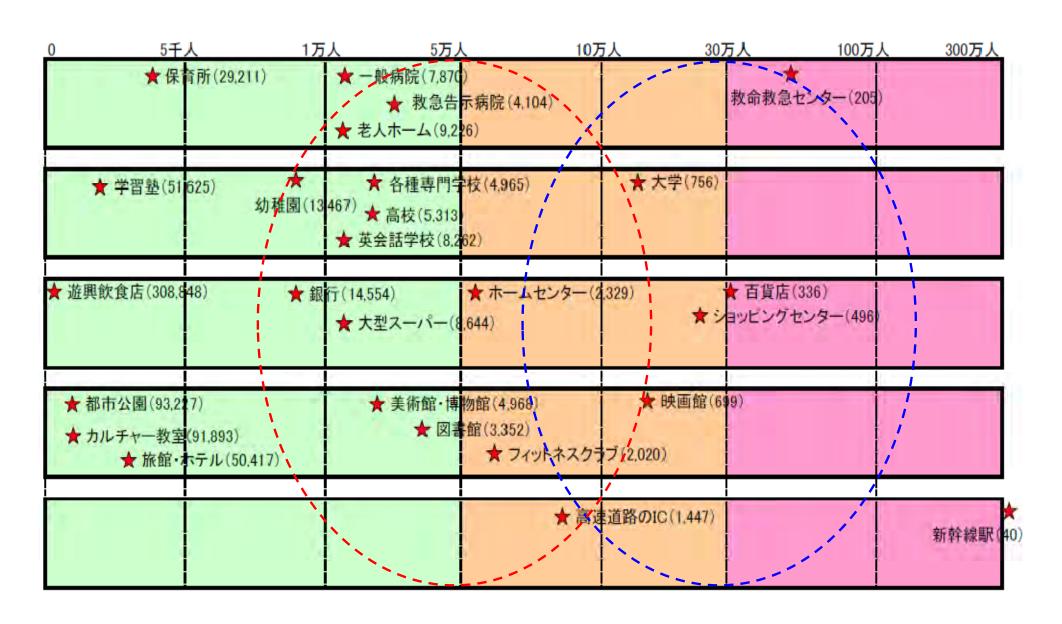
必要な都市機能の人口当たりの現況

| 分 野 | 都 市 機 能 | 施設等の数 | 1施設当たり 人口概数※ |
|-----------|------------|----------|-----------------|
| 医療• 福祉 | 救命救急センター | 205 | 623, 000 |
| | 一般病院 | 7, 870 | 16, 000 |
| | 救急告示病院 | 4, 104 | 31, 000 |
| | 老人ホーム | 9, 226 | 14, 000 |
| | 保育所 | 29, 211 | 4, 000 |
| 教育 | 大学 | 756 | 169, 000 |
| | 各種専門学校 | 4, 965 | 26, 000 |
| | 幼稚園 | 13, 467 | 9, 000 |
| | 高校 | 5, 313 | 24, 000 |
| | 学習塾 | 51, 625 | 2, 000 |
| | 英会話学校 | 8, 262 | 15, 000 |
| 消費• 金融 | 百貨店 | 336 | 380, 000 |
| | ショッピングセンター | 496 | 258, 000 |
| | 遊興飲食店 | 308, 848 | 400 |
| | 銀行 | 14, 554 | 9, 000 |
| | ホームセンター | 2, 329 | 55, 000 |
| | 大型スーパー | 8, 644 | 15, 000 |

| 分 野 | 都 市 機 能 | 施設等の数 | 1施設当たり 人口概数※ |
|---------------------------|-----------|---------|-----------------|
| 情報・ 娯楽・ 文化・ スポーツ | 美術館•博物館 | 4, 968 | 26, 000 |
| | 図書館 | 3, 352 | 38, 000 |
| | 映画館 | 699 | 183, 000 |
| | 都市公園 | 93, 227 | 1, 000 |
| | フィットネスクラブ | 2, 020 | 63, 000 |
| | カルチャー教室 | 91, 893 | 1, 000 |
| | 旅館・ホテル | 50, 417 | 3, 000 |
| 交通・ 生活基盤 | 新幹線駅 | 40 | 3, 194, 000 |
| | 高速道路のIC | 1, 447 | 88, 000 |

※日本の全人口を施設等の数で除した場合の平均の 1施設当たり人口概数

必要な都市機能の人口当たりの現況(図)



定住自立圏を考えるに当たっての視点

中心市

- 〇中心となる市をどのように考えるか。
 - ・一定の人口規模→人口5万人以上 等
 - ・周辺地域に機能が及んでいる→昼夜間人口比率1以上 等

圏域

実態=「中心市」の都市機能が機能ごとに周辺地域に及んでいる。

- ○圏域の設定方法を<u>どのように考えるか。</u>
- →「中心市」と「一定の基準を満たす周辺市町村」により機械的に設定=①
- →「中心市」と「周辺市町村」が「共生の協定」を結ぶことにより自ら決定=②

圏域を構成する 周辺市町村

- ○圏域を構成する周辺市町村をどのように考えるか。
 - →「中心市」への通勤通学率10%以上の市町村 等
 - →「中心市」と「共生の協定」を結んだ市町村

都市機能が及ぶ範囲の実態

2通りの定住自立圏域例

1客観圏域例

2自己決定圏域例

都市機能が及ぶ範囲の実態

「中心市」の都市機能が機能ごとに周辺地域に及んでいる。

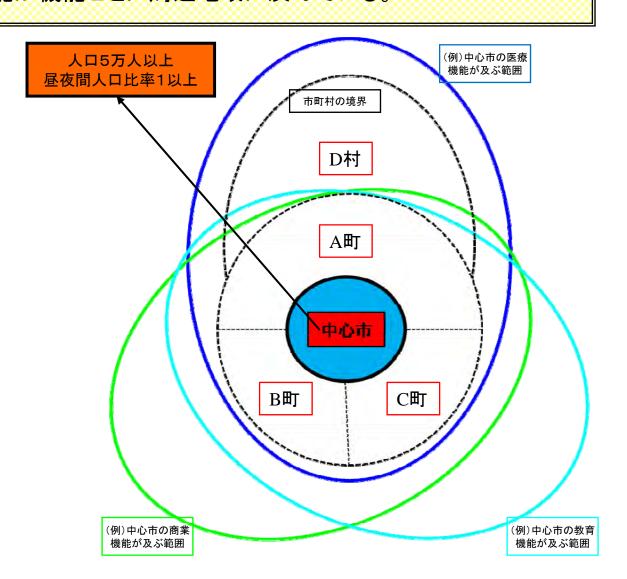
都市機能が及ぶ範囲

〇中心市

- ·人口規模5万人以上
- •昼夜間人口比率1以上

〇都市機能が及ぶ範囲の実態

・「中心市」の都市機能が機能ごとに周辺 地域に及んでいる。



定住自立圏のあり方とイメージ① (客観圏域例)

「中心市」のみ確定し、「中心市」と「一定の基準を満たす周辺市町村」により、定住自立圏を機械的に設定する例。

定住自立圏

〇中心市

- •人口規模5万人以上
- ·昼夜間人口比率1以上

○圏域設定

・「中心市」と「一定の基準を満たす周辺市 町村」により機械的に設定

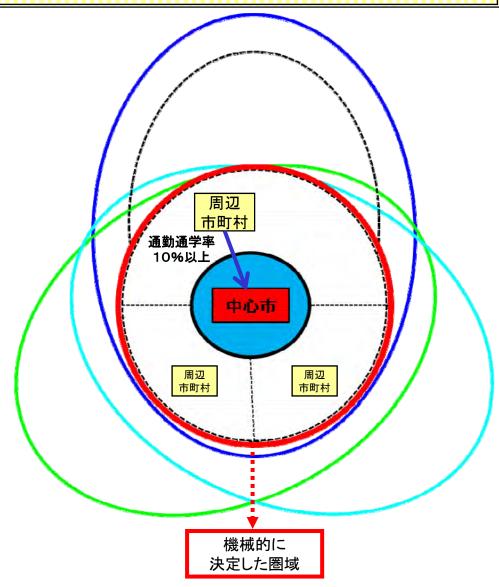
○圏域を構成する周辺市町村

- ・「中心市」への15歳以上通勤通学率10% 以上
- ・2以上の「中心市」がある場合には、すべての「中心市」に係る「圏域を構成する周辺市町村」とする

※「中心市」としては、定住自立圏が単一で設定される。

※「周辺市町村」としては、15歳以上通勤通学率10%以上に該当する他の「中心市」が存在する場合には、複数の定住自立圏に含まれることとなる。

他の「中心市」が他都道府県内の市である場合もある。



定住自立圏のあり方とイメージ②(自己決定圏域例)

「中心市」のみ確定し、「中心市」と「周辺市町村」が「共生の協定」を結ぶことにより、定住自立圏を自ら決定する例。

定住自立圏

〇中心市

- •人口規模5万人以上
- ·昼夜間人口比率1以上

〇圏域設定

・「中心市」と「周辺市町村」が「共生の協定」を結ぶことにより自ら決定

○圏域を構成する周辺市町村

- ・「中心市」と「共生の協定」を結んだ市町村
- ・2以上の「中心市」がある場合には、すべての「中心市」に係る「圏域を構成する周辺市町村」とする

※「中心市」としては、定住自立圏が単一で設定される。

※「周辺市町村」としては、「共生の協定」を他の「中心市」とも結んだ場合には、複数の定住自立 圏に含まれることとなる。

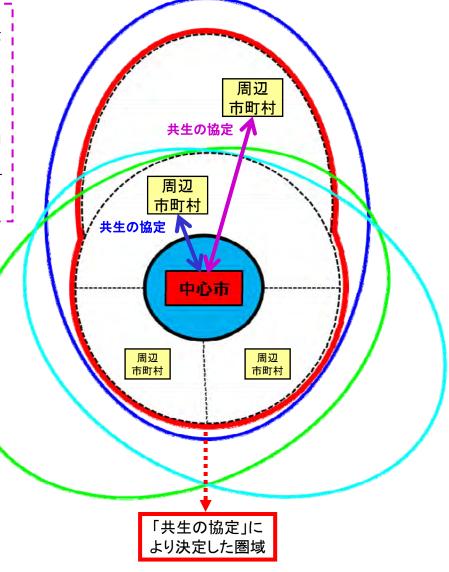
他の「中心市」が他都道府県内の市である場合もある。

「共生の協定」

=「中心市」と「周辺市町村」が 特定の目的(医療・商業・教育 等)について「共生」するため に結ぶ「協定」

※複数目的のための「共生の協定」 と、単一目的のための「共生の協定」 がある。

※「中心市」がそれぞれの「周辺市町村」と結ぶ「共生の協定」の目的が相違することもある。



定住自立圏域のあり方とイメージ

都市機能が及ぶ範囲の実態



課題 圏域が対外的に明確に示されない。



「中心市」以外への支援施策の展開が難しい。

課題

都市機能ごとの圏域では相乗効果の高い総合的な支援施策の展開が難しい。

多様な都市機能を包含した明確な圏域の必要性

1客観圏域例



過去・現在の生活実態である通勤通学率により機械的に圏域設定

利点

圏域の性格が統一的に定まり分かりやすい。

利点

圏域設定の客観性が確保される。

課題

住民の生活実感と齟齬が生じるおそれがあり、また、地域の将来像を勘案した圏域とならないおそれがある。

課題

客観圏域に含まれないが「共生」したいと考える「周辺市町村」と「中心市」の結び付きを強めることができない。

課題

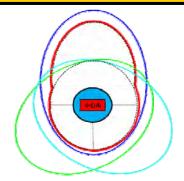
┃地域の自主性が尊重されない。

新しい弾力的な圏域設定の手法

②自己決定圏域例



住民の生活実態や地域の将来像等を勘案して「共生の協定」により自ら圏域決定



利点 住民の生活実感と合致した圏域とすることができ、また、地域の将来像を踏まえた圏域とすることができる。

利点 「共生」したいと考える「周辺市町村」と「中心市」の結び付きを強めることができる。

利点 地域の自主性が尊重される。

課題

圏域の性格が統一的に定まらない場合には分かりづらくなる。

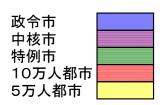
課題

▶ ■ 圏域設定が恣意的になるおそれがある。



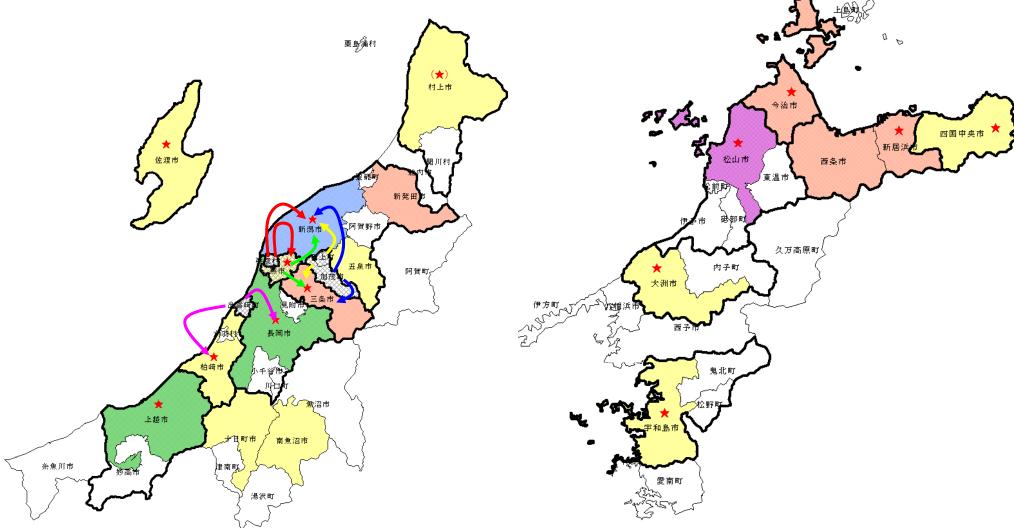


新潟県



愛媛県

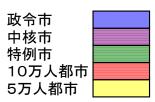
昼夜間人口比率 1以上·人口5万 以上の市(平成 17年国調)



通勤通学10%圏域例(中心市5万人以上)②

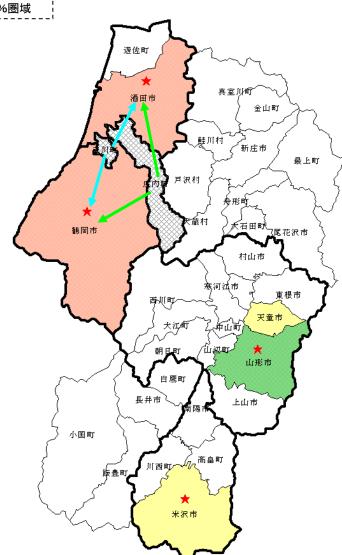


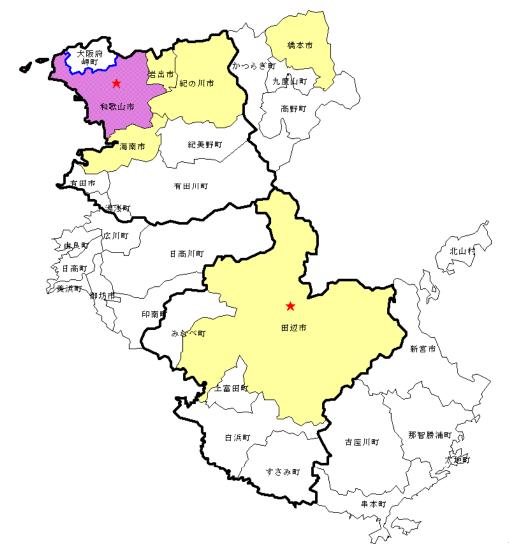
山形県



和歌山県

昼夜間人口比率 1以上・人口5万 以上の市(平成 17年国調)

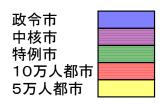




通勤通学10%圏域例(中心市5万人以上)③



山梨県



高知県

★ 昼夜間人口比率 | 1以上・人口5万 | 以上の市(平成 | 17年国調)

